

鮫川村告示28号

本村の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成20年4月2日

鮫川村長 大 樂 勝 弘



編入する字		同左に編入される区域		
大字	字	大字	字	区 域
渡 瀬	江竜田	渡 瀬	前ノ沢	332の2、334の2、335の1、335の2、336の2、339の1、339の2、340の1、340の2、342の2、343、344、345、346、372、373